

審査会答申

令和 8 年 3 月 16 日 7 飯総総第 531 号で諮問を受けた情報公開決定(以下「本件処分」という。)に係わる審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査請求に係わる情報の件名又は内容

地番図電子データ(シェープファイル等の GIS データ)

CD-R 等での郵送による交付を希望

不開示判断の際は下記判例に照らし、違法がない事をご確認下さい。

令和 7 年 12 月 17 日の岡山地裁判決(令和 7 年(行ウ)第 10 号)

(岡山市地番図電子データ開示拒否違法判決事件)

2 答申の内容

令和 8 年 1 月 28 日付 7 飯総総第 1-203 号による情報の非公開決定を取消し、請求内容について飯塚市情報公開条例(以下「条例」という。)の趣旨・目的に基づき、電磁的記録として公開することが妥当である。

3 審査請求の趣旨

- ・ 令和 8 年 1 月 28 日付 7 飯総総第 1-203 号による情報非公開決定を取消す。
- ・ 請求人が令和 8 年 1 月 15 日付けで請求した「地番図電子データ(シェープファイル等の GIS データ)」について、条例に基づき、電磁的記録として公開することを求める。

4 本件審査に至るまでの経緯

- ・ 令和 8 年 1 月 15 日、情報公開請求者は、実施機関(税務課)に対し、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、電磁的記録の公開を請求する。
- ・ 令和 8 年 1 月 28 日、実施機関は、本件に対し、条例第 28 条第 1 項及び飯塚市手数料条例(以下「手数料条例」という。)第 2 条により非公開とする処分決定をし、請求人に対し、郵送にて通知を行う。
- ・ 令和 8 年 3 月 16 日、請求人は、本件処分を不服として、条例第 19 条の規定により実施機関に対し、審査請求を行う。

5 実施機関の決定処分と主張要旨

(1) 決定処分(非公開)

地番図電子データは、字図(地番図)の写しの閲覧に使用するデータであるため、条例第 28 条及び手数料条例第 2 条の規定により非公開とする。

(2) 主張要旨

令和 8 年 4 月 13 日に実施した、第 1 回飯塚市情報公開審査会にて実施機関が行った口頭意見陳述によれば、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

飯塚市が使用している地番図電子データは、外部提供を前提としたものではなく、固定資産の評価業務に活用するものであり、外部への公開方法として、現在の運用では、紙による字図(地番図)の交付を提供することで対応している。また、本データは手数料条例第2条別表に基づき交付している字図(地番図)の元データであるため、条例第28条に該当すると判断した。

また、飯塚市では、令和8年3月2日から公開型GISである「いづかシティマップ」が公開されており、実施機関においては、地番図電子データ(土地境界線と属性のうち地番のみ)の公開について検討していたところであるが、本請求への回答時点においては公開未定であった。

現時点においては、公開用の地番図電子データの作成作業を経たうえで、公開型GISにおいて公開を行う予定である。

6 請求人の審査請求

(1) 審査請求理由

本件処分は、条例第28条第1項の解釈及び適用を誤った違法又は不当な処分であり、取消されるべきである。

(2) 主張要旨

本件処分につき、審査請求書及び補充意見書による請求人の主張要旨は、概ね次のとおりである。

- ① 本件請求の対象は、「紙」を媒体とする地番図の写しではなく、「地番図電子データ」という「電磁的記録」そのものである。
- ② 条例第2条第2号は「電磁的記録」を対象情報とし、条例第14条においてはその公開方法については規則で定める方法により速やかにこれを行うものと定めており、少なくとも字図(地番図)のGIS電子データは制度上その公開が予定されている「電磁的記録」である。
- ③ 本件処分は、字図(地番図)の情報が手数料条例第2条に基づく閲覧等の対象であることを理由に、条例第28条第1項を適用したものと解するが、本件請求対象は「字図(地番図)の電子データ」であり、閲覧・謄写制度とは本質的に異なる。
- ④ 条例第28条第1項は、法令又は他の条例の規定により、情報の閲覧・縦覧又は謄本・抄本の交付の手続きが定められているものについては、この条例を適用しないという規定である。したがって、同項が適用されるためには、本件で求めている情報について実質的に代替え可能な取得手続きが定められるべきであり、紙の閲覧又は謄写制度が存在することをもってGIS電子データの公開請求について条例第28条第1項を適用する前提はない。
- ⑤ 本件請求で求めているのは、地理空間情報としての地番図電子データであり、紙媒体の図面又は写しの閲覧、交付制度が存在するとしても、これをもって電子データの取得を実質的に代替えできるものではなく、紙による字図(地番図)と電子データとは相互に代替し得ない別個の情報である(これに係わる判例として、岡山市地番図電子データ開示拒否違法判決事件を添付している。)
- ⑥ 条例は、「住民の知る権利」にのっとり、「市民の市政に対する参画と監視の促進」、「公正で開かれた行政の確立」を目的として、情報の積極的公開を定めている。したがって、現に保有している地番図電子データについて紙媒体の閲覧・謄写制度があるという理由のみで、電磁的記録としての公開の可能性を検討することなく、一律に排除することは条例の趣旨・目的に反している。

- ⑦ 本件審査請求の目的は、非公開決定の取消しと電子データの公開にあるが、求めている電子データは、不動産取引関係のみならず、多方面において活用可能な公共性の高い情報である。したがって、本件の是正は、単に個別の情報公開にとどまらず、将来的なオープンデータ化を含む行政データの適正な利活用のあり方を考える重要な意義を有している。
- ⑧ 電磁的記録の公開に当たる費用負担は、条例及び関係規定に従い負担する用意があるが、電磁的記録の公開の可否、その方法について十分な検討無くして、直ちに紙資料への置き換えを行うことは許されない。

7 審査会の判断

(1) 審査の経緯

審査会は、本件審査請求に対して次のような審査を行った。

令和8年3月16日 市長より諮問を受ける。

令和8年4月13日 令和8年度第1回情報公開審査会

- ・事務局から本件に関する資料（対象文書）及び経緯についての説明を受ける。
- ・請求者からの意見書の内容を確認する。
- ・実施機関からの口頭意見陳述を受ける。
- ・審議

令和8年5月1日 令和8年度第2回情報公開審査会

- ・継続審議
- ・答申案についての審議

(2) 審査会の基本的な考え方

本件に係わる審査会の基本的な考え方は、次のとおりである。

①審査会の基本姿勢

審査会は、条例第1条が定める「住民の知る権利」を具現化するため、市が保有又は保有すべき情報の公開並びに説明責任が全うされ、よって、「市民の市政に対する参画と監視を促進し」、「公正で開かれた行政の確立」と「民主的な市政の発展に寄与する」という目的に則り、審査する。

②対象情報について

条例第2条第2号では、公開の対象情報にふれ、「実施機関職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録（略）及びその他一定の事項を記録しておくことのできるもの」と定めている。

ここにいう「テープその他の電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、磁気テープ等の媒体に記録された情報と解するならば、紙を媒体とする情報だけでなく、どんな形態の情報でも自治体が作成又は保有するものは、すべて情報公開の対象となりうるということである。

③電磁的記録の公開方法について

情報の公開の方法について、条例第14条において「実施機関は、請求者の求めるところにより情報を公開する場合は、・・・（中略）・・・、その他の電磁的記録については、規則で定める方法により、速やかに、これを行うものとする。・・・」と定め、条例施行規則第5条第1号（以下「施

行規則」と言う。)で、「条例第 14 条に規定するその他の電磁的記録の公開の方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付」と規定している。

審査会は、あらゆる情報が電子化されている現代の要請からすると、電磁的記録の公開方法も紙を媒体とするものだけではなく、新しい公開の方法を検討しなければならない必要性を認識している。

④ 条例第 28 条について

条例第 28 条第 1 項では、「この条例は、法令又は他の条例の規定により、情報の閲覧又は縦覧は謄本、抄本等の交付の手続きが定められているものについては、適用しない。」と定められている。この条項は、法令又は他の条例の規定（以下、「他の法令等」という）との調整をはかるために設けられた規定であり、他の法令等で公開の是非、例外の有無、例外の内容、公開の手續等が定められている場合には、条例ではなく、他の法令等によって公開の是非その他を定める、というものである。従って、公開の是非、例外の内容、公開の手續等を定めているものではなく、単に手数料のみを定めている手数料条例は、条例第 28 条に定める「他の法令」に該当しない。

(3) 実施機関の決定処分に対する判断

審査会は、実施機関の決定処分に対して、本件対象文書の内容、性質等について請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

① 条例第 28 条による非公開決定について

上記のとおり条例第 28 条の「他の法令等」には、手数料条例は含まれないと解すべきであることから、これに基づいて非公開とした実施機関の決定は、条例第 28 条を誤って解釈している。加えて実施機関は、請求人が求めている地番図電子データは、「写しの閲覧に使用するデータ」であり、手数料条例第 2 条別表(10)その他に基づき交付している字図(地番図)の元データであるため、条例第 28 条に該当するとして非公開決定しているが、適用条項に誤りがある。

請求人が公開を求めている情報は、「地番図電子データ」という電磁的記録そのもの、つまり、紙による字図(地番図)を交付するための地番図データであるため、条例第 8 条に規定された適応除外に該当するものではない。

よって、その決定においては条例第 2 条、第 3 条及び第 14 条に基づいて公開の可否決定をし、公開であるならば施行規則第 5 条等を適用条項とし、その方法について検討すべきであった。

② 電磁的記録の公開方法について

実施機関は、手数料条例に規定する「紙による字図(地番図)の交付」を行っており、また、条例及び施行規則等で定めている電磁的記録の公開についても、「地番図電子データは、字図(地番図)の写しの閲覧に使用するデータであるため、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付である」と陳述した。

しかし、請求人が強く主張するのは、紙ではなく電子データそのものであり、求めている電子データそのものの公開方法が問題となる。

これに対し、請求人は、「紙による閲覧、謄写制度が存在することのみをもって、電子データについてまで情報公開条例の適用を排除することはできない」旨の主張をしている。また、提示している岡山地方裁判所令和 7 年 12 月 17 日判決は、「紙に出力する方法による開示請求ではないことを

理由にこれを却下した本件処分も違法であることを免れない」と判示しており、その判示するところは、本件においても十分に考慮されなければならない。

③「地番図電子データ（電磁的記録）」の公開の必要性について

請求人は、地番図電子データは、あらゆる方面における活用可能な公共性の高い情報である旨を主張している。

字図(地番図)は、多くの自治体で「地図情報サイト」等にてインターネット公開しており、公開サイトから閲覧、ダウンロードできる。また字図(地番図)は、不動産登記制度における利用のみならず、市民生活関連、公共サービス関連情報との連携や都市計画、まちづくり、災害対応などの様々な分野でオープンデータとして広く活用され、新たな経済効果や社会生活への影響をもたらす公共性の高い情報であると考えられる。

非公開決定について経過説明をした実施機関は、情報非公開決定通知に前後してしまっただが、現在、地番図電子データの公開に向けて作業を進めているとの説明を加えていた。

(4) 結論

審査会は、以上の事情を総合的に勘案し、本件諮問事項について審査した結果、以下のとおり判断する。

実施機関の令和8年1月28日付、非公開決定を取消し、適切な方法により公開すべきである。

(5) 付議事項

実施機関は、前述の実施機関の主張要旨に伴い、公開用地番図電子データの早急な作成作業に努め、該当データの公開を行うべきである。

また、あらゆる情報が電子化されている現在、市の保有するさまざまな電磁的記録の公開方法も紙を媒体とするものだけではなく、時代の要請に応じたデータの公開及び方法について改善が加えられることを期待する。

8 審査会委員

| | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 井 上 道 夫 |
| 副会長 | 平 尾 利 幸 |
| 委 員 | 下 村 孝 |
| 委 員 | 田 中 美 奈 子 |
| 委 員 | 黒 川 す み れ |